

(社)日本惣菜協会の

生産物賠償責任保険制度のご案内

(総合賠償責任保険)

(新規募集・継続加入)

食中毒事故対策は万全ですか？

万一の賠償事故に対応した安定経営を支える会員のための
団体保険制度です。

※日本国内で発生した事故に限ります。



- 生産物賠償補償だけでなく、各種オプション補償をご用意!!
- 生産物賠償補償では「第三者医療費用」も補償します!!
- リコール費用の補償は申告書不要で簡単にセットいただけます!!

※詳しくは本パンフレットの中面をご覧ください。

ご契約期間 (保険期間)	平成24年2月25日午後4時から	申込締切日：平成24年2月10日(金)
	平成25年2月25日午後4時までの1年間	

もくじ

■ 生産物賠償補償(食品事故) . . . P 1

■ ご契約いただく保険の詳細 P 7

■ 保険金をお支払いする場合 P 7

■ お支払いする保険金の種類と内容 P 7

■ 保険金をお支払いできない主な場合 P 8

■ ご加入手続きについて P 9

■ 事故が発生したら P 9

■ 中途加入手続き P 9

■ 重要事項説明書 P 10

オプション補償

■ 施設賠償補償 P 3

■ 休業補償特約 P 4

■ リコール費用の補償 P 6

お問合せは

<団体保険契約者>

社団法人 日本惣菜協会

〒102-0083
東京都千代田区麹町4-5-10 麹町アネックス6F
TEL. 03-3263-0957(代) FAX. 03-3263-1325

<取扱代理店>

株式会社 日本橋保険センター

〒103-0025
東京都中央区日本橋茅場町2-4-6 松田ビル6F
TEL. 03-3639-8844 FAX. 03-3639-0580 URL. <http://www.nic77.co.jp/>
受付時間：平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/30~1/4を除きます。)

<引受保険会社>

日本興亜損害保険株式会社 公務部 医療・福祉法人課

〒103-8255
東京都中央区日本橋2-2-10
TEL. 03-3231-7525 FAX. 03-3231-7930
受付時間：平日の9:00~17:00(土日、祝日、12/31~1/3を除きます。)

生産物賠償補償（食品事故）

（製造物・完成（引渡）作業賠償責任補償約款付総合賠償責任保険）

貴社（記名被保険者）が製造・販売した食品が原因で、お客様などの第三者に対して法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して保険金をお支払いします。

こんな事故が対象となります（事故例）



- 鮮度の落ちた材料を使ったため、お客様が食中毒になった。
- 調理人に保菌者がいたため、お客様が伝染病になった。
- 食品の中に異物が混入したため、お客様が口の中を切った。
- 容器が破裂し、お客様の服を汚損した。（対物賠償にご加入の場合のみ保険金をお支払いします。）
- 小麦アレルギーのお客様が、提供した食品に小麦が入っていることに気づかず食べてしまい、入院することとなった。（法律上の損害賠償責任は発生しなかった。）

保険金をお支払いする場合

保険金は、次の条件をすべて満たす場合にお支払いします。

- 記名被保険者（保険の補償を受けられる方で加入依頼票に記載される方で貴社となります。）の業務上の事故（製造物や完成（引渡）した作業を原因とする事故）が発生すること。
- 他人の身体の障害*1または財物の損壊*2（対物賠償にご加入の場合のみ保険金をお支払いします。）が発生すること。
*1、*2 P7「保険金をお支払いする場合」をご覧ください。
- 被保険者（P9をご覧ください。）に法律上の損害賠償責任が発生すること。
- 法律上の損害賠償責任の負担により被保険者に財産上の損害が発生すること。
- 保険金をお支払いできない場合（免責事由）に該当する事故や損害でないこと。（下記およびP8「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。）

『第三者医療費用保険金』をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意による事故
- 故意または重大な過失によって法令に違反して製造、販売した商品に起因する事故
- 欠陥のある商品の回収に要する費用（リコール費用の補償をセットすると、リコール費用で補償となる事故が発生した場合、商品の回収費用は対象となります。）
- 従業員の身体の障害
- 被保険者が、その父母、配偶者または同居の親族に対して負担する損害賠償責任
- 地震、噴火、津波、洪水またはこれらに関連のある火災その他類似の事故
- 放射線照射または放射能汚染
- 日本国外で発生した事故
- 約定または合意によって加重された損害賠償責任

など

※詳しい内容につきましては、P8の「■保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

お支払いする保険金

被害者に対する迅速な対応のために

- 初期対応費用
- 対人見舞費用
対物臨時費用
- 損害防止費用
- 権利保全費用
- 第三者医療費用

訴訟に対する準備・費用のために

- 争訟費用
- 争訟対応費用
- 協力費用

解決のために

- 損害賠償金

※詳しい内容につきましては、P7の「■お支払いする保険金の種類と内容」をご覧ください。

ご契約金額(保険金額)と年間保険料表

○生産物賠償補償は、対人賠償のご契約金額(保険金額)をあらかじめお決めいただき、ご契約金額(保険金額)を限度に保険金をお支払いします。

○ご契約金額(保険金額)は、A、B、C、D、Eの5つのタイプをご用意しました。

○対物事故への補償も希望される場合は、合わせて対物賠償へご加入ください。(対物賠償のみはご加入いただけません。)

※対人賠償および対物賠償の1事故自己負担額(免責金額)は各1万円としています。

年間売上高(消費税込み)はご加入時点における直近会計年度(ご契約時点で把握できる最新の会計年度)の数値でお申し込みください。

正しいご申告をいただきませんと、保険金をお支払いできない場合がございます。

賠償区分		対人賠償					対物賠償 (オプション)
		A	B	C	D	E	
ご加入タイプ							
ご契約金額 (保険金額)		ご契約期間中 5,000万円	ご契約期間中 1億円	ご契約期間中 2億円	ご契約期間中 3億円		ご契約期間中 500万円
年間売上高 (消費税を含みます。)	3,000万円以下	5,200円	7,000円	9,000円	9,900円	ご希望に応じ個別に設計いたします。 協会事務局、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。	630円
	3,000万円超 5,000万円以下	8,700円	11,700円	15,000円	16,600円		1,040円
	5,000万円超 7,000万円以下	12,200円	16,500円	21,000円	23,200円		1,460円
	7,000万円超 1億円以下	17,500円	23,500円	30,100円	33,200円		2,090円
	1億円超 1.5億円以下	26,300円	35,300円	45,100円	49,800円		3,130円
	1.5億円超 2億円以下	35,100円	47,100円	60,200円	66,400円		4,170円
	2億円超 3億円以下	44,700円	60,100円	76,800円	84,700円		5,320円
	3億円超 4億円以下	54,400円	73,100円	93,300円	103,000円		6,470円
	4億円超 5億円以下	64,100円	86,100円	109,900円	121,300円		7,610円
	5億円超 6億円以下	69,500円	93,400円	119,300円	131,600円		8,260円
	6億円超 7億円以下	75,000円	100,700円	128,600円	141,900円		8,910円
	7億円超 8億円以下	80,400円	108,000円	137,900円	152,200円		9,550円
	8億円超 9億円以下	85,900円	115,400円	147,300円	162,500円		10,200円
	9億円超 10億円以下	91,300円	122,700円	156,600円	172,800円		10,850円
	10億円超 12.5億円以下	102,700円	138,000円	176,200円	194,400円		12,200円
	12.5億円超 15億円以下	114,100円	153,300円	195,800円	216,000円		13,560円
	15億円超 17.5億円以下	125,600円	168,700円	215,400円	237,600円		14,910円
	17.5億円超 20億円以下	137,000円	184,000円	235,000円	259,300円		16,270円
	20億円超 22.5億円以下	148,400円	199,400円	254,500円	280,900円		17,620円
22.5億円超 25億円以下	159,800円	214,700円	274,100円	302,500円	18,980円		
25億円超 27.5億円以下	171,200円	230,000円	293,700円	324,100円	20,340円		
27.5億円超 30億円以下	182,600円	245,400円	313,300円	345,700円	21,690円		
30億円超 35億円以下	194,900円	261,900円	334,400円	369,000円	23,150円		
35億円超 40億円以下	207,200円	278,400円	355,500円	392,200円	24,610円		
40億円超 45億円以下	219,500円	294,900円	376,600円	415,500円	26,070円		
45億円超 50億円以下	231,800円	311,500円	397,700円	438,800円	27,530円		

※年間売上高が50億円超の場合の年間保険料につきましては、協会事務局、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

【加入例1】 『ご加入タイプC、年間売上高32億円』の場合

◆保険料 334,400円 (上表では「30億円超 35億円以下」の行に該当します。)

【加入例2】 『ご加入タイプB+対物賠償、年間売上高10億円の場合』

◆保険料 122,700円 + 10,850円[対物賠償分] = 133,550円

オプション補償

ご希望により次のオプションをセットいただけます。
※オプション補償のみはご加入いただけません。必ず生産物賠償補償とセットでご加入ください。

① 施設賠償補償（施設・業務遂行賠償責任補償約款）

貴社（記名被保険者）が所有、使用または管理する施設（店舗など）や貴社（記名被保険者）の営業活動が原因で、お客様などの第三者にケガをさせたり、お客様などの第三者の財物をこわしたりしたために法律上の損害賠償責任を負担される場合に被る損害に対して、保険金をお支払いします。

こんな事故が対象となります（事故例）

- 看板の留めネジが腐食していたため突然落下し、駐車してあったお客様の自動車に衝突し、自動車をこわした。
- 商品をお客様に渡す際に、誤って中身をこぼしてしまい、お客様の衣類を汚した。
- 店内で調理中火事が発生し、お客様が亡くなりました。
- 自転車で配達中に駐車している自動車に衝突し、自動車をこわした。
- お客様が入口のドアに手を挟みケガをした。
（法律上の損害賠償責任は発生しなかった。）
『第三者医療費用保険金』をお支払いします。



保険金をお支払いする場合

保険金は、次の条件をすべて満たす場合にお支払いします。

- 貴社（記名被保険者）の業務遂行や貴社（記名被保険者）の所有・使用・管理する施設を原因とする事故が発生すること。
- 他人の身体の障害または財物の損壊が発生すること。
- 被保険者に法律上の損害賠償責任が発生すること。
- 法律上の損害賠償責任の負担により被保険者に財産上の損害が発生すること。
- 保険金をお支払いできない場合に該当する事故や損害でないこと。（下記およびP8の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。）

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意による事故
- 航空機、自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有・使用・管理に起因する事故
- 従業員の身体障害
- 被保険者が、そのご父母、配偶者、または同居の親族に対して負担する損害賠償責任
- 排水、排気に起因する事故
- 塵埃、騒音に起因する事故
- 地震、噴火、津波、洪水またはこれらに関連のある火災その他類似の事故
- 放射線照射または放射能汚染
- 日本国外で発生した事故
- 約定または合意によって加重された損害賠償責任

など

※詳しい内容につきましては、P8の「■保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

お支払いする保険金

P1の生産物賠償補償と同じです。

ご契約金額（保険金額）と年間保険料表

■ご契約金額（保険金額）

対人・対物賠償共通 1事故5,000万円 自己負担額（免責金額）1事故1万円

■年間保険料表

年間売上高（消費税込み）はご加入時点における直近会計年度（ご契約時点で把握できる最新の会計年度）の数値でお申し込みください。正しいご申告をいただきませんと、保険金をお支払いできない場合がございます。

年間売上高 （消費税を含みます。）	年間保険料	年間売上高 （消費税を含みます。）	年間保険料	年間売上高 （消費税を含みます。）	年間保険料
3,000万円以下	3,010円	5億円超 6億円以下	39,740円	20億円超 22.5億円以下	84,810円
3,000万円超 5,000万円以下	5,020円	6億円超 7億円以下	42,860円	22.5億円超 25億円以下	91,340円
5,000万円超 7,000万円以下	7,020円	7億円超 8億円以下	45,970円	25億円超 27.5億円以下	97,860円
7,000万円超 1億円以下	10,030円	8億円超 9億円以下	49,080円	27.5億円超 30億円以下	104,390円
1億円超 1.5億円以下	15,060円	9億円超 10億円以下	52,190円	30億円超 35億円以下	111,420円
1.5億円超 2億円以下	20,070円	10億円超 12.5億円以下	58,720円	35億円超 40億円以下	118,440円
2億円超 3億円以下	25,600円	12.5億円超 15億円以下	65,240円	40億円超 45億円以下	125,470円
3億円超 4億円以下	31,120円	15億円超 17.5億円以下	71,760円	45億円超 50億円以下	132,490円
4億円超 5億円以下	36,640円	17.5億円超 20億円以下	78,290円		

※年間売上高が50億円超の場合の年間保険料につきましては、協会事務局、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

【加入例1】 『年間売上高32億円』の場合

◆年間保険料 111,420円（上表では「30億円超 35億円以下」の行に該当します。）

② 休業補償特約（食中毒・感染症危険利益補償特約）

食中毒や特定の感染症が発生したことにより、営業が休止または阻害されたために生じた貴社（記名被保険者）の損失（喪失利益・売上高減少防止費用）に対して、保険金をお支払いします。

こんな事故が対象となります（事故例）



食中毒が発生したため、営業停止となり、利益が減少した。

保険金をお支払いする場合

保険金は、次の①から③までの事故の場合にお支払いします。

- ① 営業施設における食中毒の発生、または営業施設において製造、販売、提供した食品に起因する食中毒の発生
 - ② 営業施設における特定感染症の発生
 - ③ 保健所その他の行政機関による営業施設の消毒その他の処置
- ※ 保険金をお支払いできない場合（免責事由）に該当する事故や損害の場合はお支払いできません。（下記およびP8の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。）
- ※ ①②の場合は保健所長への届出が必要です。

保険金をお支払いできない主な場合

- P1の「保険金をお支払いできない主な場合」に記載の事由
- 重大な過失
- 故意または重大な過失による法令違反
- 労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱
- 脅迫または恐喝などの目的をもって行われる被保険者の営業に対する妨害行為

※詳しい内容につきましては、P8の「■保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

など

お支払いする保険金

●喪失利益・売上高減少防止費用

食中毒や特定の感染症が発生したことにより、営業が休止または阻害されたために生じた補償期間中の貴社（記名被保険者）の損失に対し、ご契約金額（お支払限度額）を限度に保険金をお支払いします。

ご契約金額（お支払限度額）と年間保険料表

【ご契約金額（保険金額）の決め方は】

補償期間の直近会計年度の

$(\text{営業利益} + \text{経常費}^{*1}) \times 2^{*2}$ で設定してください。

*1 営業休止中であっても必要となる経費です。人件費、不動産賃借料、減価償却費、租税公課などが該当します。逆に、営業休止により不要となる経費である仕入などの変動費は含まれません。

*2 売上の季節的変動を考慮し、原則として2倍とします。なお、経常費の費目を特定して、ご契約金額（保険金額）を設定する場合は、協会事務局、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

【補償期間の決め方は】

事故が発生し、営業上の損失が生じた時から、営業収益が正常化するまでの期間を見込んで設定してください。

ご契約金額（保険金額）の決め方（例）

(例1) 年間の営業利益と経常費の合計が6,400万円で補償期間を20日 $6,400 \text{万円} \times \frac{20 \text{日}}{365 \text{日}} \times 2 \text{倍} = 701 \Rightarrow 700 \text{万円}$

(例2) 年間の営業利益と経常費の合計が6,400万円で補償期間を3か月 $6,400 \text{万円} \times \frac{3 \text{か月}}{12 \text{か月}} \times 2 \text{倍} = 3,200 \Rightarrow 3,200 \text{万円}$

(万円単位は四捨五入)

■年間保険料表

ご契約金額 (保険金額)	補償期間					
	10日	15日	20日	1か月	2か月	3か月
20万円以下	180円	140円	130円	90円	70円	50円
20万円超 40万円以下	360円	280円	260円	180円	140円	100円
40万円超 60万円以下	540円	420円	390円	270円	210円	150円
60万円超 80万円以下	720円	560円	520円	360円	280円	200円
80万円超 100万円以下	900円	700円	650円	450円	350円	250円
100万円超 150万円以下	1,350円	1,050円	980円	680円	530円	380円
150万円超 200万円以下	1,800円	1,400円	1,300円	900円	700円	500円
200万円超 250万円以下	2,250円	1,750円	1,630円	1,130円	880円	630円
250万円超 300万円以下	2,700円	2,100円	1,950円	1,350円	1,050円	750円
300万円超 350万円以下	3,150円	2,450円	2,280円	1,580円	1,230円	880円
350万円超 400万円以下	3,600円	2,800円	2,600円	1,800円	1,400円	1,000円
400万円超 450万円以下	4,050円	3,150円	2,930円	2,030円	1,580円	1,130円
450万円超 500万円以下	4,500円	3,500円	3,250円	2,250円	1,750円	1,250円
500万円超 600万円以下	5,400円	4,200円	3,900円	2,700円	2,100円	1,500円
600万円超 700万円以下	6,300円	4,900円	4,550円	3,150円	2,450円	1,750円
700万円超 800万円以下	7,200円	5,600円	5,200円	3,600円	2,800円	2,000円
800万円超 900万円以下	8,100円	6,300円	5,850円	4,050円	3,150円	2,250円
900万円超 1,000万円以下	9,000円	7,000円	6,500円	4,500円	3,500円	2,500円
1,000万円超 1,200万円以下	10,800円	8,400円	7,800円	5,400円	4,200円	3,000円
1,200万円超 1,400万円以下	12,600円	9,800円	9,100円	6,300円	4,900円	3,500円
1,400万円超 1,600万円以下	14,400円	11,200円	10,400円	7,200円	5,600円	4,000円
1,600万円超 1,800万円以下	16,200円	12,600円	11,700円	8,100円	6,300円	4,500円
1,800万円超 2,000万円以下	18,000円	14,000円	13,000円	9,000円	7,000円	5,000円
2,000万円超 2,200万円以下	19,800円	15,400円	14,300円	9,900円	7,700円	5,500円
2,200万円超 2,400万円以下	21,600円	16,800円	15,600円	10,800円	8,400円	6,000円
2,400万円超 2,600万円以下	23,400円	18,200円	16,900円	11,700円	9,100円	6,500円
2,600万円超 2,800万円以下	25,200円	19,600円	18,200円	12,600円	9,800円	7,000円
2,800万円超 3,000万円以下	27,000円	21,000円	19,500円	13,500円	10,500円	7,500円
3,000万円超 3,500万円以下	31,500円	24,500円	22,750円	15,750円	12,250円	8,750円
3,500万円超 4,000万円以下	36,000円	28,000円	26,000円	18,000円	14,000円	10,000円
4,000万円超 4,500万円以下	40,500円	31,500円	29,250円	20,250円	15,750円	11,250円
4,500万円超 5,000万円以下	45,000円	35,100円	32,500円	22,500円	17,500円	12,500円

※ 上表にない場合の年間保険料につきましては、協会事務局、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

【加入例1】 『年間の営業利益と経常利益の合計：3億6,500万円 補償期間：15日間の場合』

◆ご契約金額（保険金額） 3億6,500万円×15日間/365日間×2=3,000万円

◆年間保険料 21,000円（上表ではご契約金額2,800万円超3,000万円以下の欄に該当します。）

③ リコール費用の補償

貴社（記名被保険者）が製造販売した食品が原因で、食中毒などの製造物責任事故による身体の障害が発生した場合、その被害の発生や拡大を防止することを目的に食品を回収（日本国内に限ります。）することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

こんな事故が対象となります（事故例）

販売した惣菜がサルモネラ菌に汚染されていたため、集団食中毒が発生した。事故の拡大を防止するため、事故製品と同じ工場で製造された同種商品の回収を行った。

必ずお読みください！！

【保険金をお支払いする条件】

保険金は、次の条件をすべて満たす場合にお支払いします。

- ① 製品の回収が次のいずれかにより客観的に明らかになったこと。
 - a 行政庁に対する届出または報告
 - b 回収などの実施についての行政庁の命令
- ② 日本興亜損保に回収決定の通知をすること。
- ③ 生産物賠償補償で保険金が支払われること。

お支払いする保険金



- (1) 通信費用・・・電話、ファクシミリ、郵送などによる通信費用
- (2) 確認費用・・・回収生産物が否かまたは瑕疵の有無について確認するための費用
- (3) 輸送費用・・・回収生産物または代替品の輸送費用
- (4) 臨時倉庫施設賃借費用・・・回収生産物を一時的に保管するために臨時に借用する倉庫または施設の賃借費用
- (5) 回収生産物廃棄費用・・・回収生産物の廃棄費用
- (6) 人件費・・・回収の実施により生じる人件費のうち通常要する人件費を超える部分
- (7) 出張費・宿泊費・・・回収の実施により生じた出張費および宿泊費など

保険金をお支払いできない場合につきましては、P8の「保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

年間保険料

ご契約金額（保険金額）は、500万円（ご契約期間中限度）です。

年間売上高（消費税込み）はご加入時点における直近会計年度（ご加入時点で把握できる最新の会計年度）の数値でお申し込みください。正しいご申告をいただきませんと、保険金をお支払いできない場合がございます。

年間売上高 （消費税を含みます。）	年間保険料	年間売上高 （消費税を含みます。）	年間保険料	年間売上高 （消費税を含みます。）	年間保険料
1億円以下	50,000円	7億円超8億円以下	158,500円	22.5億円超25億円以下	314,900円
1億円超1.5億円以下	51,900円	8億円超9億円以下	169,200円	25億円超27.5億円以下	337,400円
1.5億円超2億円以下	69,200円	9億円超10億円以下	179,900円	27.5億円超30億円以下	359,800円
2億円超3億円以下	88,200円	10億円超12.5億円以下	202,400円	30億円超35億円以下	384,100円
3億円超4億円以下	107,300円	12.5億円超15億円以下	224,900円	35億円超40億円以下	408,300円
4億円超5億円以下	126,300円	15億円超17.5億円以下	247,400円	40億円超45億円以下	432,500円
5億円超6億円以下	137,000円	17.5億円超20億円以下	269,900円	45億円超50億円以下	456,700円
6億円超7億円以下	147,700円	20億円超22.5億円以下	292,400円		

※50,000円が年間保険料の最低金額です。

※年間売上高が50億円超の場合の年間保険料につきましては、協会事務局、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

【ご加入例1】 『年間売上高14億円』の場合

◆年間保険料 224,900円（上表では「年間売上高12.5億円超15億円以下」の行に該当します。）

保険金をお支払いできない主な場合

販売した食品から異臭が発生するとのクレームを受け、製品を確認したところ、細菌に汚染されていることが判明した。事故（身体の傷害）は発生していないが今後発生する恐れがあるため、同種製品の回収を行った。

⇒生産物賠償補償で保険金が支払われていないため、補償されません。

※詳しい内容につきましては、P8の「■保険金をお支払いできない主な場合」をご覧ください。

◎ さらに高額のご契約金額（保険金額）やその他の追加補償をご要望の場合は別途取扱代理店までお問い合わせください。この特約は、基本的にリスクの算出が難しい保険であるため、別途お引き受けさせていただく場合には、リスク管理状況や財務内容など、詳細な情報のご提示をお願いします。（ご要望通りの内容でご加入いただけない場合がございますのであらかじめご了承ください。）

ご契約いただく保険の詳細

■保険金をお支払いする場合

身体の障害・財物の損壊に関する事項

日本国内で発生した貴社（記名被保険者）の業務上の偶然な事故に起因して、ご契約期間中に発生した他人の身体の障害*¹または財物の損壊*²について被保険者が法律上の損害賠償責任を負担されることによって被る損害のうち、次に掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。

* 1人のケガや病気をいいます。これらによって亡くなられた場合を含みます。

* 2有体物の滅失、き損または汚損(以下これらを「損傷」といいます。です。またこれらに起因するその有体物が使用できないことによる被害(以下「使用不能被害」といいます。))を含みます。また生産物賠償補償においては対物賠償に加入された方のみ対象となります。

補償区分	内 容
生産物賠償補償 [製造物完成（引渡）作業賠償責任補償約款]	次の①または②に掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。 ① 貴社（記名被保険者）の製造、販売または供給した製品、商品に起因する損害 ② 完成・引き渡された貴社（記名被保険者）の作業に起因する損害
施設賠償補償 [施設・業務遂行賠償責任補償約款] （オプション補償）	次の①または②に掲げる損害に対して、保険金をお支払いします。 ① 貴社（記名被保険者）の業務の遂行に起因する損害 ② 貴社（記名被保険者）が所有、使用または管理する施設に起因する損害
休業補償特約 [食中毒・感染症危険利益補償特約] （オプション補償）	次の①から③に掲げる事故により、貴社（記名被保険者）の営業が休止または阻害されたために生じた損失に対して、保険金をお支払いします。ただし、①および②については、法律の規定に基づき所轄保健所長への届出があったものに限ります。 ① 貴社（記名被保険者）の営業施設（以下「営業施設」といいます。）における食中毒（以下「食中毒」といいます。）の発生または営業施設において製造、販売もしくは提供した食品に起因する食中毒の発生 ② 営業施設における「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症（以下「特定感染症」といいます。）の発生 ③ 営業施設が食中毒または特定感染症の原因となる病原体に汚染された疑いがある場合における保健所その他の行政機関による営業施設の消毒その他の措置

第三者医療費用に関する事項

次の①または②に掲げる事故のいずれかによって第三者*³が被った身体の障害に関し、貴社（記名被保険者）が医療費用または葬祭費用を日本興亜損保の同意を得て支払ったことによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

① 日本国内で発生した貴社（記名被保険者）の業務遂行による事故および貴社（記名被保険者）が所有または賃借する施設ならびに隣接する道路上での事故*⁴

② 日本国内で発生した貴社（記名被保険者）の製造物などによる事故

* 3貴社（記名被保険者）、貴社（記名被保険者）の役員・使用人および被保険者の下請負人の役員・使用人を除きます。

* 4①については施設賠償補償に加入された方のみ対象となります。

リコール費用の補償に関する事項（オプション補償）

日本国内で、貴社（記名被保険者）が製造・販売した食品の欠陥が原因で、食中毒などの製造物責任事故による身体の障害が発生した場合、その被害の発生や拡大を防止することを目的に食品を回収（日本国内に限ります。）することにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

■お支払いする保険金の種類と内容 ※休業補償につきましてはP4、リコール費用の補償につきましてはP6をご覧ください。

保険金の種類	内 容
① 損害賠償金	損害賠償請求権者（被害者）に対して支払う損害賠償金です。損害賠償金の支払いにより代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。「生産物賠償補償・施設賠償補償」ごと、「対人対物事故区分」ごとおよび「1事故・ご契約期間（保険期間）中区分」ごとに「③損害防止費用」および「④権利保全費用」と合算して、それぞれご契約金額（保険金額）を限度としてお支払いします。
② 争訟費用	損害賠償責任の解決のために支出した訴訟費用、仲裁費用、調停費用、弁護士費用などです。「①損害賠償金」の額がご契約金額（保険金額）を超過する場合は、争訟費用の額に「ご契約金額（保険金額）の①損害賠償金の額に対する割合」を乗じた額をお支払いします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。
③ 損害防止費用	事故が発生した場合に、損害の発生および拡大の防止のために支出した費用（回収費用や石油拡散防止費用は除きます。）のうち必要または有益であったと認めた費用です。
④ 権利保全費用	第三者に対して、損害賠償請求権を有する場合に、その権利の保全または行使に必要な手続きを完了するために被保険者が支出した費用です。
⑤ 初期対応費用	事故が発生した場合に、初期対応のために支出した費用（事故現場保存費用、事故原因調査費用、事故現場片づけ費用など）です。ご契約期間を通じて500万円を限度とします。ただし、事故原因調査費用については、1回の事故につき30万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては日本興亜損保の承認が必要です。
⑥ 争訟対応費用	損害賠償責任の解決のために支出した意見書または鑑定書作成のために必要な費用、超過勤務手当（通常支払われるべき金額を除きます。）などです。ご契約期間を通じて1,000万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。
⑦ 対人見舞費用 対物臨時費用	対人事故が発生した場合に、慣習として支出した見舞金、見舞品の購入費用や、対物事故が発生した場合に臨時に必要なとする費用です。下記の額を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の書面による同意が必要です。 ○対人見舞費用・・・【被害者1名(法人の場合は1法人)限度額】死亡の場合10万円、死亡以外の場合2万円 ○対物臨時費用・・・【被害者1名(法人の場合は1法人)限度額】2万円 ※対人見舞費用および対物臨時費用ともにご契約期間を通じて1,000万円を限度とします。
⑧ 協力費用	日本興亜損保が損害賠償請求の解決にあたる場合に、日本興亜損保の求めに応じて被保険者がこれに協力するために支出した費用です。
⑨ 第三者医療費用	業務遂行による事故、所有または賃借する施設もしくはその施設に隣接する道路上での事故または製品もしくは完成・引き渡した作業が原因の事故により第三者* ³ に身体の障害が発生した場合、損害賠償責任の有無にかかわらず支出した治療費または葬祭費用です。被害者1名について50万円を限度、ご契約期間を通じて1,000万円を限度とします。なお、この費用の支出にあたっては、日本興亜損保の同意が必要です。 【注意】第三者医療費用に対する保険金をお支払いした後に、法律上の損害賠償責任を負担された場合は、既にお支払いした第三者医療費用に対する保険金は「①損害賠償金」に関する保険金に充当されます。

※②から⑧までの損害については、結果的に被保険者に損害賠償責任がないことが判明した場合でもお支払いの対象となります。

※①③④合計（自己負担額を適用します。）でご契約金額を限度にお支払いします。

※P11「5. 保険金のお支払いについて」をご覧ください。

■保険金をお支払いできない主な場合

補償区分		内 容
身体 の 障 害 ・ 財 物 の 損 壊 に 関 す る 事 項	共 通	1. ご契約者または被保険者の故意 2. 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動またはこれらに伴う秩序の混乱 3. 放射線照射または放射能汚染 4. 環境汚染。ただし、突発的な事故により、急激に拡散された汚染物質による場合はお支払いの対象となります。 5. 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故 6. 石綿もしくは石綿を含む製品または石綿の代替物質もしくはその代替物質を含む製品の発ガン性その他の有害な特製による事故 7. 医師、薬剤師、弁護士、建築士などの業務（資格の有無を問いません。） 8. 契約または合意によって加重された損害賠償責任 9. 被保険者が、その父母、配偶者、子または同居の親族に対して負担する損害賠償責任 10. 貴社（記名被保険者）の業務上の事故により貴社（記名被保険者）の役員・使用人または貴社（記名被保険者）の下請負人の役員・使用人が被った身体の障害について負担する損害賠償責任 11. 貴社（記名被保険者）の所有物に発生した財物の損壊について負担する損害賠償責任など
	生産物賠償補償固有 [製造物完成（引渡）作業賠償責任補償約款]	1. 故意または重大な過失により法令に違反して製造、販売もしくは提供した貴社（記名被保険者）の製造物または法令に違反して行った被保険者の作業に起因する事故 2. 回収措置を講じるために要した費用について負担する損害賠償責任 3. 次の①から③の財物に発生した財物の損壊。ただし②および③については、発生した財物の損壊のうち製造物などの性能、効能または機能などに起因する財物の損壊に限ります。 ① 製造物などが成分、原材料または部品などとして使用されている財物 ② 製造物などによって、または製造物などを用いて製造・生産または加工されるその他の財物 ③ 製造物などを制御装置として使用している財物により製造・生産または加工されるその他の財物 4. 医薬品、医薬部外品、化粧品、農薬、食品などが意図する効能を発揮できなかったことによって発生した身体の障害 5. 損傷が生じることなく発生した財物の使用不能被害のうち約定または合意に基づく債務の不履行（履行遅延を含みます。）によるもの など
	施設賠償補償固有 [施設・業務遂行賠償責任補償約款] （オプション）	1. 航空機、自動車、車両（原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）または銃器の所有、使用または管理に起因する事故 2. 施設外にある船舶の所有、使用または管理に起因する事故 3. 塵埃または騒音に起因する事故 4. 基礎工事、地下工事などに伴う土地の地盤沈下、隆起、移動もしくは土地の軟弱化または地下水の増減に起因する財物の損壊 5. 貴社（記名被保険者）が所有または賃借する施設から公共水域に流出した石油物質による財物の損壊 6. 石油拡散防止費用について負担する損害賠償責任 7. 損傷が生じることなく発生した財物の使用不能被害のうち約定または合意に基づく債務の不履行（履行遅延を含みます。）によるもの など
	休業補償特約固有 [食中毒・感染症危険利益補償特約] （オプション）	1. 生産物賠償補償固有の事由 2. ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の故意または重大な過失による法令違反 4. 労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱 5. 脅迫または恐喝などの目的を持って行われる貴社（記名被保険者）の営業に対する妨害行為 など
第三者医療費用に関する事項	1. 共通の1から7までの事由 2. 医療費用または葬祭費用を受け取るべき者の故意、自殺行為、犯罪行為または闘争行為 3. 被害者の父母、配偶者、子または同居の親族の行為 4. 被害者の心神喪失、妊娠、出産、早産、流産または外科的手術その他の医療処置 5. 施設賠償補償固有の1から3までの事由 6. 生産物賠償補償固有の1および4の事由 7. 施設を継続的に占有している者またはその者の業務の従事者が被った身体の障害 8. 運動競技に参加している者が被った身体の障害 など	
リコール費用の補償に関する事項 （オプション）	1. ご契約者または被保険者の故意または重大な過失 2. ご契約者または被保険者の故意または重大な過失による法令違反 3. ご契約者または被保険者以外の者による脅迫行為または加害行為 4. 自然の消耗、磨滅、錆、腐、蒸れ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由 5. 保存期間または有効期間を限定して製造または販売などを行った貴社（記名被保険者）の製造物の同期間経過後の品質劣化など 6. 核燃料物質（使用燃料を含みます。以下同様とします。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特製またはこれらの特性による事故 7. 生産物の修理または代替品の瑕疵 など	

■ご加入手続きについて

加入依頼人	(社)日本惣菜協会の会員に限ります。
被保険者	<ul style="list-style-type: none"> ●生産物賠償補償 ●施設賠償補償 加入依頼人およびその役員・従業員ならびに加入依頼人の下請負人およびその役員・従業員 ●休業補償特約 ●リコール費用の補償 加入依頼人 ※加入依頼人の子会社、納入先などを被保険者として追加し加入される場合は、実態に応じて割増の保険料が必要となりますので、協会事務局、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。
ご契約期間 (保険期間)	平成24年2月25日午後4時から平成25年2月25日午後4時まで(1年間)
ご加入手続き	<p>① 新規、継続加入いずれの場合も別紙の「生産物賠償責任保険制度加入依頼票」に必要事項を記入し、協会事務局宛ご送付ください。(加入依頼票裏面の記載例をご覧ください。)</p> <p><u>締切日</u> 平成24年2月10日(金)</p> <p>② 保険料は、平成24年2月10日(金)までに、次の指定口座へお振り込みください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>銀行名：三井住友銀行 日本橋東支店 口座名義：社団法人日本惣菜協会 保険制度口 口座番号：普通預金 No. 7438839 ※振込票は作成しておりませんのでご了承ください。 ※振込手数料はお客様負担となります。</p> </div> <p>③ お振込を確認後、約1週間で「生産物賠償責任保険制度加入証」をお送りします。</p>

■事故が発生したら・・・

万一、事故が発生した場合は、ただちに協会事務局へその旨をご連絡ください。対応策について相談させていただきます。なお、ただちにご連絡いただけない場合は保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。被害者からの損害賠償請求に対して、その全部または一部を承認される場合には、必ず事前に日本興亜損保にご連絡ください。もし、日本興亜損保の承認なしに示談された場合には、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。なお、保険金の請求の際は、次の書類が必要となります。

- ① 保険金請求書
- ② 事故の発生を証明する書類
- ③ 生産物賠償補償、施設賠償補償の場合は、賠償額を証明する書類(示談書など)
- ④ 休業補償特約の場合は、喪失利益、経常費を証明する書類(帳簿など)
- ⑤ 第三者医療費用補償の場合は、治療費などを証明する書類
- ⑥ その他指定する書類

※保険金請求権については時効(3年間)がありますのでご注意ください。

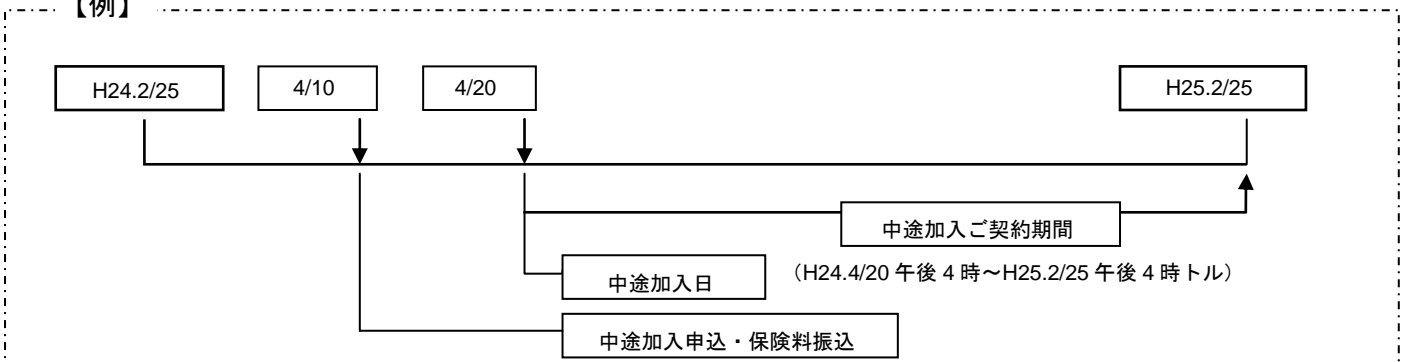
■中途加入手続き

いつでも中途加入いただけますので、協会事務局、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。ご契約期間に応じた保険料をお知らせします。

加入日の10日前までに別紙「生産物賠償責任保険制度加入依頼票」をご送付の上、保険料をお振り込みください。

ご契約期間は加入日の午後4時から平成25年2月25日午後4時までとなります。

【例】



- 生産物賠償責任保険制度とは、(社)日本惣菜協会が引受保険会社である日本興亜損保と提携して運営する「総合賠償責任保険」です。
- このパンフレットは総合賠償責任保険の概要が記載されています。詳細につきましては、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

団体総合賠償責任保険をご加入いただく皆様へ

- *この書面は総合賠償責任保険の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報および特にご注意ください情報に記載したものです。ご加入の前にパンフレットその他商品の仕組みや補償内容などを記載した書面（以下「パンフレットなど」といいます。）と併せて必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご加入くださるようお願い申し上げます。
- *この保険の「契約概要（商品内容をご理解いただくために特に重要な情報）」については、パンフレットなどにてご確認ください。
- *この保険は、ご契約者である団体が、その団体の構成員の加入依頼に基づき構成員などを記名被保険者（保険の補償を受けられる方で加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）として締結する団体保険です。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認のうえ、ご加入くださるようお願い申し上げます。
- *この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は、パンフレットなどに記載のお問合せ先までお問い合わせください。

◎ご加入いただける方の範囲

- この保険は、あらかじめ団体により認められた範囲の方（その団体の構成員など）以外ご加入になりません。ご加入の際は、ご加入いただける方の範囲をパンフレットなどにて必ずご確認ください。
- お客様（加入依頼人）または記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）がご加入いただける方の範囲外となった場合は、必ずパンフレットなどに記載のお問合せ先までご連絡ください。

◎保険責任開始期

- 保険責任はご契約期間の初日の午後4時（団体との間でこれと異なる約定がなされているときはその時刻）に開始します。

◎引受条件（ご契約金額）

- 1回の事故またはご契約期間（保険期間）を通じてお支払いする保険金の限度額をご契約金額（保険金額）として、お客様（加入依頼人）が必要とされる金額で設定いただきます。実際のご契約金額（保険金額）につきましては、加入依頼票をご確認ください。
- お支払いする保険金の種類などによりましては、お支払いする保険金の限度額が個別に設定されています。詳しくは、「パンフレット」をご覧ください。

◎告知義務・通知義務など

1. ご加入時における注意事項（告知義務）

- 告知義務について**
 - ご加入時には、「(2)告知事項の範囲」に記載の告知事項について、事実を正確にお申し出ください。
 - お客様（加入依頼人）または記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）には、告知事項について事実を正確に申し出いただく義務（告知義務）があります。告知事項の内容に誤りがないよう十分にご注意ください。
- 告知事項の範囲**
 - この保険の告知事項は、「加入依頼票の記載事項」となります。
 - 「加入依頼票の記載事項」のうち、この保険の保険料の算出の基礎となる売上高、面積などの数値（保険料算出の基礎数値）や業務の内容については、誤りがないよう特にご注意ください。なお、保険料算出の基礎の種類が売上高、請負金額または領収金の場合には、消費税込みの金額をご申告ください。
- 告知義務違反による解除および免責**
 - 告知事項の内容が事実と相違している場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。
 - ご契約を解除させていただいた場合は、解除前に発生していた事故による損害に対しても保険金をお支払いできないことがあります。

2. ご加入後における注意事項（通知義務など）

- 通知義務について**
 - ご加入後に、「(2)通知事項の範囲」に記載の通知事項に該当する事実が発生した場合には、取扱代理店または日本興亜損保まで書面によりご連絡ください。
 - 通知事項に該当する事実が発生する場合には、お客様（加入依頼人）または記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）は、あらかじめ、取扱代理店または日本興亜損保に対して書面によりご連絡いただく義務（通知義務）があります。ただし、通知事項に該当する事実の発生が、お客様（加入依頼人）または記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）の責めに帰すことができない事由による場合には、その事実の発生を知った後、遅滞なく、取扱代理店または日本興亜損保に対して書面によりご連絡ください。
- 通知事項の範囲**

この保険の通知事項は、次の①から③までの事項となります。

 - ① 記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）が他人と合併すること。
 - ② 記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）が他人の営業の全部または一部を譲り受けること。
 - ③ 加入依頼票の記載事項の内容に変更を生じさせる事実が発生すること。

- 通知義務違反による免責**

通知事項について取扱代理店または日本興亜損保に対して書面によりご連絡いただけなかった場合には、通知事項の事実が発生した時（注1）から取扱代理店または日本興亜損保が通知事項のご連絡の書面を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金をお支払いできないことがあります。

（注1）通知事項の事実が発生した時
通知事項に該当する事実の発生が、お客様（加入依頼人）または記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）の責めに帰すことができない事由による場合には、お客様（加入依頼人）または記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）がその発生を知った時となります。

- 通知事項にかかわる解除**
 - 通知事項の事実が発生した場合には、ご契約者への書面による通知をもって、ご契約を解除させていただきますことがあります。
 - 通知事項の事実が発生した場合には、日本興亜損保は追加保険料を請求さ

せていただくことがあります。なお、追加保険料をお支払いいただけない場合は、事故の際に保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただきますことがあります。

(5) ご契約条件の変更について

- ご契約期間（保険期間）の途中でご契約条件を変更（ご契約金額（保険金額）の増額・減額や特約の途中でのセット・中途での削除など）される場合には、取扱代理店または日本興亜損保まで書面によりご連絡ください。
- ご契約条件の変更の際には、ご契約条件の変更前の保険料と変更後の保険料との差額に基づき計算した保険料を返還または請求させていただくことがあります。
- 追加保険料が生じる場合において、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、変更前のご契約条件により、保険金をお支払いすることとなります。

◎ご加入時・ご加入後にご注意いただきたいこと

(1) 保険料のお払込みについて

- 保険料（一時払以外の場合は第1回保険料）はご契約者と日本興亜損保との間で約定した所定の方法および期日に従いお払い込みください。なお、所定の方法および期日に従ったお払込みがない場合は、ご契約期間（保険期間）の初日以降でも取扱代理店または日本興亜損保が保険料を領収する前に生じた事故に対しては、保険金をお支払いできません。
- 「初回保険料の口座振替」をご利用の場合の保険料（分割払の場合は第1回保険料）および分割払の場合の第2回目以降の分割保険料は、払込期日（口座振替の場合は所定の振替日）をお守りください。払込期日までに払込みがない場合（口座振替の場合は所定の振替日に振替ができていない場合は、事故の際に保険金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります）。

(2) お客様（加入依頼人）以外の方を記名被保険者とする保険契約について

- 加入依頼人と記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）が異なる場合や被保険者（この保険の補償を受けられる方）となる方がお客様（加入依頼人）以外にもいらっしゃる場合には、この保険の各種ご案内および「重要事項説明書」の内容をその方にもお読みいただくようお願いいたします。

(3) 共同保険の代理代行について

- ご契約が複数の保険会社による共同保険契約の場合は、各引受保険会社は引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、日本興亜損保は幹事保険会社として他の引受保険会社の代理・代行を行います。

(4) 保険契約の無効について

- ご契約の際に、ご契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって、契約された事実がある場合には、この契約は無効（このご契約のすべての効力が、ご契約時から生じなかったものとして取り扱うこと）となります。
- ご契約が無効となった場合には、既にお払い込みいただいた保険料は返還いたしません。

(5) 確定精算について

- 保険料算出の基礎の種類が売上高、請負金額、領収金、平均人数、延べ人数などの場合で、見込みの数値に基づき算出した保険料でご契約いただいたときは、ご契約期間（保険期間）終了後、ご契約期間（保険期間）に対応する保険料算出の基礎数値を遅滞なくご連絡いただき、その数値に基づき保険料を確定いたします。
- 確定した保険料と既にお払い込みいただいた保険料との間に過不足がある場合は、その差額を精算いたします。

◎解約と解約返れい金

- 解約（団体保険契約から脱退）される場合は、パンフレットなどに記載のお問合せ先にご連絡ください。
- 解約に際しては、既に経過したご契約期間（保険期間）に対する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただくことがあります。

◎保険契約が解除となる場合について

- 次の①から⑥までの場合には、お客様（加入依頼人）に対する書面によるご連絡により、ご契約を解除させていただくことがありますので、ご注意ください。

- ① 告知義務違反があった場合または通知事項に該当する事実が発生した場合
- ② 告知事項の訂正または通知事項により生じた追加保険料が相当の期間内に払い込まれなかった場合
- ③ 損害の発生予防に必要な管理と措置の状況に関する日本興亜損保からの調査の請求を拒否された場合
- ④ 日本興亜損保に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせた場合（生じさせようとした場合を含みます。）
- ⑤ このご契約の保険金の請求について詐欺を行った場合（行おうとした場合を含みます。）
- ⑥ お客様（加入依頼人）または記名被保険者（加入依頼票の記名被保険者欄に記載される方）と日本興亜損保との信頼関係が損なわれ、このご契約の存続が困難となる重大な事由が生じた場合

- 解除に際しては、既に経過したご契約期間（保険期間）に対する保険料と既にお払い込みいただいた保険料に応じて、保険料を返還または請求させていただくことがあります。

払われる損害賠償金から弁済を受けることができる権利を有しています。

◎事故が発生した場合のお手続き

1. ただちにご連絡ください。

万一事故が発生した場合には、次のいずれかにただちにご連絡ください。ただちにご連絡をいただけませんと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

・取扱代理店

・日本興亜損保※【受付時間：平日の9：00～17：00（土日、祝日、12/31～1/3を除きます。）】

※ご連絡先はご加入後にお届けする加入者証に記載しています。

2. 必ずご相談ください。

損害賠償請求権者（被害者）からの損害賠償請求に対して、被保険者（この保険の補償を受けられる方）がその全部または一部を承認される場合には、必ず事前に日本興亜損保にご連絡ください。もし日本興亜損保の承認なしに示談されますと、保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

3. 事故の解決のために取扱代理店および日本興亜損保が行う手続きおよび援助について

事故が起きた場合には、取扱代理店および日本興亜損保は、被保険者（この保険の補償を受けられる方）と損害賠償請求権者（被害者）との示談交渉に関するご相談の受付など、事故解決のためのお手伝いをいたします。ただし、取扱代理店および日本興亜損保は、損害賠償請求権者（被害者）との示談交渉をお引き受けすることはできませんのでご了承ください。

4. 保険金請求に必要な書類について

○事故のご連絡をいただいた場合には、取扱代理店または日本興亜損保より保険金請求手続（保険金請求に際してご提出いただく書類、請求できる保険金の種類など）に関してご案内いたします。

○日本興亜損保にご提出いただく保険金請求書類は、下表の書類のうち日本興亜損保が別途ご提出をお願いするものです。

ご提出いただく書類		書類の例
(1) 保険金請求の意思確認または保険金請求権の確認のために必要な書類		保険金請求書、戸籍謄本（除籍簿本）、印鑑証明書、委任状、住民票、請負契約書(写) など
(2) 事故日時、事故状況および事故原因などの確認のために必要な書類		事故状況報告書、損害状況報告書、罹災証明書、交通事故証明書、メーカーや修理業者などからの原因調査報告書、事故証明書、主務官庁・公的機関などへの届出(写) など
(3) 損害の範囲または損害の額を算出するために必要な書類	賠償責任に関するもの	診断書、入院申告書、治療費領収証、休業損害証明書、所得を証明する書類、源泉徴収票、修理見積書(請求書)、写真、領収証、図面(写)、復旧通知書、動産損害申告書、契約書(写)、賃貸借契約書(写)、売上高など営業状況を示す帳簿(写) など
	費用・利益に関するもの	費用の支出を示す領収証、請求書、費用明細書、診断書、入院申告書、治療費領収証、売上高など営業状況を示す帳簿(写) など
(4) 公の機関や関係先への調査のために必要な書類		個人情報の取扱に関する同意書、医療機関用同意書 など
(5) 被保険者(この保険の補償を受けられる方)が損害賠償責任を負担することを確認するために必要な書類		示談書、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、損害賠償請求権者(被害者)からの領収書 など
(6) 日本興亜損保が支払うべき保険金の額を算出するために必要な書類		他の保険契約などから支払われた保険金の支払内容を記載した支払内訳書、第三者への損害賠償請求書、損害賠償請求権者(被害者)の承諾書 など

5. 保険金のお支払いについて

○この保険でお支払いする保険金のうち損害賠償金については、次の①または②の場合にお支払いします。

- ① 被保険者（この保険の補償を受けられる方）が損害賠償請求権者（被害者）に対して、損害を賠償された場合。ただし、賠償された金額を限度として保険金をお支払いします。
- ② 被保険者（この保険の補償を受けられる方）が損害賠償請求権者（被害者）に対して、損害を賠償される前である場合には、次のア. からウ. までのとき。
 - ア. 日本興亜損保から損害賠償請求権者（被害者）に対して直接保険金をお支払いすることを、被保険者（この保険の補償を受けられる方）が指図されたとき。
 - イ. 損害賠償請求権者（被害者）が先取特権（注2）を行使されたとき。
 - ウ. 被保険者（この保険の補償を受けられる方）に対して保険金をお支払いすることを損害賠償請求権者（被害者）が承諾されたとき。

○上記②ア. またはイ. の場合において、損害賠償金と損害賠償金以外の保険金の合計額がご契約金額（保険金額）を超えるときは、損害賠償金を優先してお支払いします。

（注2）先取特権

損害賠償請求権者（被害者）は、被保険者（この保険の補償を受けられる方）の他の債権者より優先して、この保険で支

6. 保険金のお支払時期について

○日本興亜損保に対する保険金請求権は、保険金の種類によってそれぞれ発生する時期が異なりますので、取扱代理店または日本興亜損保にお問い合わせください。なお、保険金請求権については時効（3年）がありますので、ご注意ください。

○日本興亜損保は、「上記4. 保険金請求に必要な書類について」の保険金請求書類をご提出いただいてから、その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、必要な事項を確認するために特別な照会または調査が不可欠な場合には、所定の期間を経過する日までに保険金をお支払いします。所定の期間については、取扱代理店または日本興亜損保までお問い合わせください。

○必要な事項を確認するために特別な照会または調査を開始した後、所定の期間を経過する日までに保険金をお支払いする見込みがないことが明らかになった場合には、被保険者（この保険の補償を受けられる方）と協議のうえ、上記の「所定の期間」を延長させていただくことがあります。

7. 他の保険契約などがある場合の保険金のお支払いについて

○このご契約と補償内容が重複する他の保険契約などがある場合には、日本興亜損保は保険金をお支払いした後、他の保険契約などに対して、その保険契約などが負担すべき額につき請求を行います。

○このご契約と補償内容が重複する他の保険契約などから保険金が支払われた場合において、他の保険契約などの保険会社などからこの契約で負担すべき額につき請求を受けたときは、このご契約に対して保険金の請求があったものとして取り扱います。

◎個人情報の取扱いに関する説明事項

1. 日本興亜損保は本契約に関する個人情報を、保険契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）および各種サービス、他の保険・金融商品などの案内または提供のために利用します。
2. 日本興亜損保は、日本興亜損保のグループ企業や提携先企業との間で、その取り扱い商品・サービスなどの案内または提供のために、本契約に関する個人情報を共同で利用することがあります。
3. 日本興亜損保は、保険制度の健全な運営を確保するため、また、不正な保険金請求を防止するために、ご契約内容、事故内容、保険金ご請求内容などに係る個人情報を、他の損害保険会社・共済および(社)日本損害保険協会との間において共同利用する制度を実施しています。
4. 日本興亜損保は、本契約の引受判断・履行（保険金支払いなど）のために必要な範囲において、本契約に関する個人情報を第三者に対して提供することがあります。
*上記の「第三者」は、保険事故の関係者（当事者、損害保険会社・共済、修理業者など）、医療機関、再保険取引会社などをいいます。

※日本興亜損保の個人情報の取扱いに関する詳細につきましては、日本興亜損保ホームページ(<http://www.nipponkoa.co.jp>)をご覧ください。また、日本興亜損保までお問い合わせください。

◎「損害保険契約者保護機構」による契約者保護について

引受保険会社の経営が破綻した場合など業務もしくは財産の状況が変化したときには、保険金や返れい金などのお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。このうち引受保険会社が破綻した場合で、ご契約者（または加入依頼人）が個人、小規模法人（常時使用する従業員などの数が20人以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合であるご契約は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金や返れい金などは80%まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。【2011年11月現在】

●日本興亜損保の保険に関する苦情・ご相談窓口

（おかけまちがいにご注意ください。）

〈お客様サポート室〉 0120-919-498

受付時間：平日の9:00～20:00/土日、祝日の9:00～17:00

（12/31～1/3を除きます。）

●日本興亜損保の保険に関する指定紛争解決機関のご連絡先

（おかけまちがいにご注意ください。）

日本興亜損保は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である(社)日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。日本興亜損保との間で問題を解決できない場合には、(社)日本損害保険協会に解決の申立てを行うことができます。

〈(社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター〉

0570-022-808〔ナビダイヤル〕

受付時間：平日の9:15～17:00（土日、祝日、12/30～1/4を除きます。）

詳しくは、(社)日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/>)